

**（仮称）鈴鹿市国府町地内工業団地開発に係る簡易的環境影響評価書に対する
三重県環境影響評価委員会の調査審議結果（答申）**

（総括事項）

- 1 簡易的環境影響評価は、主に文献調査の結果に基づき予測及び評価したものであることから、現地調査の結果に基づく環境影響評価と比較して予測の不確実性が高いことに留意し、事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避又は低減に努めること。
- 2 今後、予定業種の変更等が生じる場合は、その変更内容に応じた予測・評価を行い、その結果を反映した措置報告書を作成すること。また、環境保全措置の検討にあたっては、代償措置ではなく、環境影響の回避又は低減を優先すること。
- 3 事業の実施にあたっては、環境保全に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- 4 準対象事業実施区域の周辺には住宅地やスポーツ施設があることから、地域住民等とのコミュニケーションを十分に図り、環境保全措置の適切な実施等、生活環境に配慮した上で事業を実施すること。

（個別的事項）

1 大気質

重機の稼働等に伴い生じる粉じんや排出ガスにより、準対象事業実施区域に近接する住居等に対して、生活環境保全上の支障が生じることのないよう、工事期間及び供用時における飛散防止対策や関係車両のエコドライブを徹底する等、必要な環境保全措置を確実に実施すること。

2 騒音及び振動

工事の実施及び施設の供用、またそれらに伴う周辺道路の交通量の増加等により、騒音及び振動が増大するおそれがあることから、地域住民等の生活環境への影響を回避又は極力低減するとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を実施すること。

3 水質

（１）工事期間における土砂等を含む濁水について、設置予定の仮設沈砂池等を適切に管理するとともに、流出の懸念がある場合においては、追加の環境保全措置を検討すること。

(2) 供用時における排水によって、生活環境保全上の支障が生じることが無いよう、十分な機能を有する調整池や浄化槽を設置することはもとより、その機能が十分維持されるために、適切な管理を行うこと。

4 陸生生物・水生生物・生態系

(1) 本事業と自然環境との共生という観点から、事業区域及びその周辺において可能な限り森林を残置できる事業計画とするなど、より環境に配慮した内容となるような保全措置を検討すること。

(2) 本事業において予定されている現地調査については、土地の改変までに丁寧を実施するとともに、調査の結果、重要種の生息等が確認された場合は、回避又は低減を原則とした生息・生育環境の保全措置を講じること。

5 温室効果ガス

重機の稼働時間の削減等、計画とされている温室効果ガスに係る環境保全措置を確実に実施し、影響の低減を図ること。